

石川県公報

令和 7 年 11 月 14 日
第 13858 号（金曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告
○高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための消毒の実施の命令（畜産振興・防疫対策課） 1	（農業基盤課） 4
○一般国道の区域の変更（道路整備課） 1	○地域森林計画の変更案の縦覧公告（森林管理課） 4
○一般国道の供用の開始（同） 1	○地域森林計画の変更案の縦覧公告（同） 4
○河川整備計画の変更の公表（河川課） 2	○公共測量実施公告（監理課） 4
公 告	
○県有財産売払入札公告（管財課） 2	

告 示

石川県告示第362号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和7年11月14日

石川県知事 馳 浩

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設（以下「施設」という。）
- 実施の期日
令和7年11月18日から同年12月19日まで
- 消毒方法
消石灰の施設内（施設敷地外縁部内側及び家きん舎周囲）散布

石川県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和7年11月17日から同年12月1日まで縦覧に供する。

令和7年11月14日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	鳳珠郡能登町字鶴川貳六字1番1地先から 鳳珠郡能登町字鶴川貳六字4番1地先まで	旧	10.80～14.40	73.0	奥能登土木 総合事務所 鳳珠維持 管 理 課
	鳳珠郡能登町字鶴川貳六字1番1地先から 鳳珠郡能登町字鶴川貳六字4番1地先まで	新	10.80～16.00	73.0	

石川県告示第364号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示す

る。なお、その関係図面は、令和 7 年 11 月 17 日から同年 12 月 1 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
249号	鳳珠郡能登町字鶴川貳六字 1 番 1 地先から 鳳珠郡能登町字鶴川貳六字 4 番 1 地先まで	令和 7 年 11 月 17 日	奥能登土木 総合事務所 鳳珠維持管理課

石川県告示第365号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の 2 第 1 項の規定により定めた大野川水系河川整備計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

石川県知事 馳 浩

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 11 月 14 日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所 在 地 番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	小松市浮城町77番 2、107番 1、108番 1	土地	宅地	572.96㎡	16,900,000円
2	金沢市城南二丁目249番 1	土地	宅地	1542.66㎡	80,600,000円
3	羽咋郡志賀町三明チ 1 番 7	土地	宅地	244.51㎡	1,020,000円
4	七尾市本府中町カ40番 3	土地	宅地	199.01㎡	3,240,000円
5	七尾市矢田町貳四号白土 6 番36	土地	宅地	168.86㎡	1,270,000円

2 入札及び開札の日時及び場所

3 現地説明の日時及び場所

各物件については、個別に現地説明を実施するため、現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和 7 年 11 月 14 日（金）から同年 12 月 4 日（木）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16

号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 実施期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）から同年 12 月 5 日（金）までの県の休日を除く毎日午前 11 時から午後 4 時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和 7 年 11 月 14 日（金）から同年 12 月 5 日（金）までの県の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月一丁目 1 番地	076-225-1266
南加賀土木総合事務所大聖寺土木事務所	加賀市幸町二丁目 77	0761-72-0491
南加賀土木総合事務所	小松市白江町 61 番地 1	0761-21-3333
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町 27 番 9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町 22 部 1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所分室	輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768-26-2350
奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部 32 番地	0768-82-2165

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 5 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の 100 分の 5 以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格（石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格をいう。）以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和7年11月17日から同年12月16日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年11月14日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (機構関連型)	東増穂東部地区	県営土地改良事業変更計画書の写し	志賀町農林水産課

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加賀地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該変更に係る計画の案を令和7年11月14日から同年12月15日まで縦覧に供する。

令和7年11月14日

石川県知事 馳 浩

森林計画区の名称	縦覧場所
加賀地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央農林総合事務所森林部

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、能登地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該変更に係る計画の案を令和7年11月14日から同年12月15日まで縦覧に供する。

令和7年11月14日

石川県知事 馳 浩

森林計画区の名称	縦覧場所
能登地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに奥能登、中能登及び県央農林総合事務所森林部

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年11月14日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 （不動産登記法第14条第1項地図作成）	令和 7 年11月 1 日から 令和 8 年 1 月30日まで	金沢市清川町、寺町一丁目、同町三丁目、同町五丁目、野町一丁目、同町三丁目、泉野町三丁目

